

お客様各位

平素は格別のお引き立てをいただきありがとうございます。

最近の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、“雇用調整助成金”の要件が緩和されていましたが、更なる拡大により、この4月よりこの助成金の内容が拡充されました。

休業を命じた従業員に支給する休業手当の最大9割を国が負担してくれるというものです。さらに雇用保険の被保険者でない従業員まで対象にしてくれる等、リーマンショック時を上回る措置を講じて、中小零細企業の事業の存続を支援する形を取っています。

“雇用調整助成金”というのは、今回の新型コロナウイルス感染等を含め、景気の変動や産業構造の変化といった経済的な理由によって経済活動の縮小を余儀なくされた経営者が、一時的な雇用調整を実施して、従業員等の雇用を維持した時に受けることが出来る助成金です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う状況を受け、要件緩和された上に、2月には原則、事前提出となっている休業等計画を事後提出でも可能とし、前年と売上を比較する期間が3ヵ月から1ヵ月へ短縮されています。

その後も感染拡大が続いていることを受けて、4月からは中小企業が休業中に支払う休業手当をこれまでは1人1日8,330円を上限として3分の2を助成対象としていたところを、5分の4まで引き上げ、さらに全ての従業員の雇用を維持した企業は、助成対象を10分の9（中小企業の場合）まで、引き上げる等の措置を設けました。

助成を受けるための要件は「売上高が1ヵ月5%以上低下している」ということです。

当事務所においても、この“雇用調整助成金”における相談が増加しています。従って、当方も積極的に取り組むべきと判断し、お客様方の手続きを行っていくことにいたしました。しかしながら、当事務所においても新型コロナウイルスに対する対応で、融資の相談、生命保険解約返戻金の相談、それに伴う事務手続き上の処理と共に、この助成金を含め、助成金・補助金については社会保険労務士の先生にも加わっていただき、手続きを進めていきますが、今までにも増して手続きに時間がとられますので、派遣社員・パートの方に入力業務をお願いしながら進めていくこととなります。そこで大変申し訳ございませんが、この助成金の手続きを進め、無事助成金を獲得できることとなった場合には、その助成金の20%を当社労士事務所（社会保険労務士法人 M-TAC）への手数料としてご負担いただくことにいたしました。申し訳ございませんが、ご理解いただきたく、宜しく願い申し上げます。

この新型コロナウイルスとの戦いは、少し“長期戦”になるようにも感じられます。万全の備えを心掛けていただきたく思います。どうぞ、ご遠慮なくお申し出ください。

“雇用調整助成金”の案内・内容の説明・申込用紙を当事務所ホームページ（※）から取得できるようにいたしましたので、ご確認ください。

何卒、ご理解ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

令和2年4月9日 税理士 森田 茂伸

※税理士法人森田事務所ホームページ <http://www.molita.jp/>